

企 画 総 務 委 員 会

令和 7 年 9 月 2 9 日

1 議案審査

- (1) 議案第44号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第46号 旧区立練成中学校改修工事請負契約について 【資料】
- (3) 議案第47号 旧区立練成中学校改修電気設備工事請負契約について 【資料】
- (4) 議案第48号 千代田区立内幸町ホールの指定管理者の指定について 【資料】
- (5) 議案第49号 千代田万世会館の指定管理者の指定について 【資料】

2 報告事項

【地域振興部】

- (1) 特別区区民葬儀における助成制度創設について 【資料】
- (2) 物価高騰対策区民の暮らし支援事業の実施状況について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 少額随意契約の基準額の引上げについて 【資料】

3 その他

千代田区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

(1) 衛生関係手数料

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）」が令和元年 12 月 4 日付で、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 228 号）」が令和 2 年 7 月 28 日付でそれぞれ公布された。

これにより、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境整備のため、薬剤師の義務などが法制化され、条項等が改められたことを踏まえ、所要の改正を行う。

(2) 建設関係手数料

「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）」の改正により、マンションの管理組合や区分所有者が適正な管理を行えるよう支援するため、国土交通大臣の登録を受けた「マンション管理適正化支援法人」の業務等が加えられたことにより、条ずれが生じるため、改正を行う。

2 改正概要

(1) 衛生関係手数料

法律及び政令の公布に伴い、引用する条ずれ及び項ずれが生じていたことから、条例の一部を改正する。

(2) 建設関係手数料

法律の改正に伴い、引用する条ずれが生じたことから、条例の一部を改正する。

※いずれも、この改正による手数料の額の変更は伴わない。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(3)の部の改正規定は、令和 7 年 11 月 28 日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり。

新旧対照表

○千代田区手数料条例

新(改正後)			
○千代田区手数料条例			
昭和33年3月22日条例第4号 / 地方自治法第227条に基き制定			
別表(第3条関係)			
(2) 衛生関係手数料			
事務	名称	種別・単位	金額
(現行のとおり)			
28の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更申請手数料	1品目につき	140円
(現行のとおり)			
29 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付又は同令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証の書換え交付手数料	1件につき	2,500円
(現行のとおり)			
30 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付又は同令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証の再交付手数料	1件につき	3,500円
(現行のとおり)			
(3) 建設関係手数料((4)及び(5)に定めるものを除く。)			
事務	名称	種別・単位	金額
(現行のとおり)			
57 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の13第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定申請手数料	1件につき	長期修繕計画の数が1であるときにあっては18,000円、長期修繕計画の数が2以上であるときにあっては18,000円に1を超える長期修繕計画の数に9,000円を乗じて得た額を加算した額
58 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の16第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画認定更新申請手数料	1件につき	長期修繕計画の数が1であるときにあっては18,000円、長期修繕計画の数が2以上であるときにあっては18,000円に1を超える長期修繕計画の数に9,000円を乗じて得た額を加算した額

旧(現 行)			
○千代田区手数料条例			
昭和33年3月22日条例第4号 / 地方自治法第227条に基き制定			
別表(第3条関係)			
(2) 衛生関係手数料			
事務	名称	種別・単位	金額
(略)			
28の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更申請手数料	1品目につき	140円
(略)			
29 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付又は同令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証の書換え交付手数料	1件につき	2,500円
(略)			
30 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付又は同令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証の再交付手数料	1件につき	3,500円
(略)			
(3) 建設関係手数料((4)及び(5)に定めるものを除く。)			
事務	名称	種別・単位	金額
(略)			
57 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定申請手数料	1件につき	長期修繕計画の数が1であるときにあっては18,000円、長期修繕計画の数が2以上であるときにあっては18,000円に1を超える長期修繕計画の数に9,000円を乗じて得た額を加算した額
58 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画認定更新申請手数料	1件につき	長期修繕計画の数が1であるときにあっては18,000円、長期修繕計画の数が2以上であるときにあっては18,000円に1を超える長期修繕計画の数に9,000円を乗じて得た額を加算した額

59 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	1件につき	次に掲げる変更に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1) 管理組合の運営に係る事項の変更 3,100円(変更する長期修繕計画(管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は3,100円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額) (2) 管理規約の変更 2,600円(変更する長期修繕計画(管理規約の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、2,600円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額) (3) 管理組合の経理に係る事項の変更 3,000円(変更する長期修繕計画(管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、3,000円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額) (4) 長期修繕計画の変更 6,200円(変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、6,200円に1を超える当該長期修繕計画の数に3,100円を乗じて得た額を加算した額) (5) 組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更 1,900円(変更する長期修繕計画(組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、1,900円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,300円を乗じて得た額を加算した額) (6) (1)から(5)までに掲げる変更以外のもの 2,000円(変更する長期修繕計画((1)から(5)までに掲げる変更以外のものを伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、2,000円に1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額)	59 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	1件につき	次に掲げる変更に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1) 管理組合の運営に係る事項の変更 3,100円(変更する長期修繕計画(管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は3,100円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額) (2) 管理規約の変更 2,600円(変更する長期修繕計画(管理規約の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、2,600円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額) (3) 管理組合の経理に係る事項の変更 3,000円(変更する長期修繕計画(管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、3,000円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額) (4) 長期修繕計画の変更 6,200円(変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、6,200円に1を超える当該長期修繕計画の数に3,100円を乗じて得た額を加算した額) (5) 組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更 1,900円(変更する長期修繕計画(組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、1,900円に1を超える当該長期修繕計画の数に1,300円を乗じて得た額を加算した額) (6) (1)から(5)までに掲げる変更以外のもの 2,000円(変更する長期修繕計画((1)から(5)までに掲げる変更以外のものを伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、2,000円に1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額)
(現行のとおり)				(略)			

附 則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(3)の部の改正規定は、令和7年11月28日から施行する。

旧区立練成中学校改修工事請負契約について

1 工事場所 千代田区外神田 6-11-14（住居表示）

2 工事概要

【建築概要】

・構造 鉄筋コンクリート造 ・規模 地上 4 階、地下 1 階
・敷地面積 3,945.58 m² ・延床面積 7,239.91 m²

【工事内容】

内装全面改修、柱及び壁の耐震改修、屋上防水及び外壁全面改修、
昇降機設備の全面改修、外構改修

3 工事期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 30 日まで

4 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約（単体または 2 者 J V）

5 入札結果（8 月 26 日開札）

業者名	入札金額（消費税込み）	結果
ナカノフドー・福田建設共同企業体	1,551,000,000 円	落札
ケーアンドイー株式会社 首都圏支社	1,556,500,000 円	
大成ユーレック株式会社	1,780,680,000 円	
戸田ビルパートナーズ・TOM共同企業体	辞退	
立花建設株式会社	不参	

予定価格（事後公表） 1,815,341,000 円（税込み）

6 契約の相手方

東京都千代田区九段北四丁目 2 番 28 号

ナカノフドー・福田建設共同企業体

（構成員）

【第一順位（代表者）】

東京都千代田区九段北四丁目 2 番 28 号

株式会社ナカノフドー建設

代表取締役社長 飯塚 隆

【第二順位】

新潟県新潟市中央区一番堀通町 3 番地 10

株式会社福田組

代表取締役社長 荒明 正紀

入札参加資格要件

1	○建設共同企業体（２者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「建築工事」であること （１）建設共同企業体（２者構成）の場合 （第一順位の構成員） ①本店又は支店等が東京 23 区内にあること ②登録業種「建築工事」の共同格付が A 格であること ③令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた建築工事の実績（契約金額 12 億 7 千万円以上）を 1 件以上有すること ④出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ①本店又は支店等が千代田区内にあること ②登録業種「建築工事」の共同格付が A・B・C 格のいずれかであること ③出資割合は、30%を下回らないこと （２）単体事業者の場合 ①本店又は支店等が東京 23 区内にあること ②登録業種「建築工事」の共同格付が A 格であること ③令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた建築工事の実績（契約金額 12 億 7 千万円以上）を 1 件以上有すること
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

旧区立練成中学校改修電気設備工事請負契約について

1 工事場所

千代田区外神田 6-11-14（住居表示）

2 工事概要

【建築概要】

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造
- ・ 規模 地上 4 階、地下 1 階
- ・ 敷地面積 3,945.58 m²
- ・ 延床面積 7,239.91 m²

【工事内容】

受変電設備の改修、照明器具、非常用照明、誘導灯の改修、各弱電設備の改修、映像音響設備の新設

3 工事期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 30 日まで

4 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約（単体または 2 者 J V）

5 入札結果（8 月 26 日開札）

業者名	入札金額（消費税込み）	結果
株式会社八洲電業社 東京支店	610,500,000 円	落札
工藤電業株式会社	726,000,000 円	

予定価格（事後公表） 664,180,000 円（税込み）

6 契約の相手方

東京都千代田区神田佐久間河岸 84 サンユウビル
株式会社八洲電業社 東京支店
執行役員 東京支店長 岩瀬 壮一

入札参加資格要件

1	○建設共同企業体（２者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「電気工事」であること （１）建設共同企業体（２者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「電気工事」の共同格付けが A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた電気工事の実績（契約金額 4 億 6 千 4 百万円以上）を 1 件以上有すること（複合工事も可） ④ 出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ① 本店又は支店等が千代田区内にあること ② 登録業種「電気工事」の共同格付けが A・B・C 格のいずれかであること ③ 出資割合は、30%を下回らないこと （２）単体事業者の場合 ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「電気工事」の共同格付けが A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた電気工事の実績（契約金額 4 億 6 千 4 百万円以上）を 1 件以上有すること（複合工事も可）
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

千代田区立内幸町ホールの指定管理者の指定について

1 提案理由

千代田区立内幸町ホールは、平成 17 年 4 月から指定管理者による施設運営を行ってきたが、第 4 期にあたる指定管理期間の 5 か年が令和 7 年 3 月末に終了し、令和 7 年 4 月 1 日より区が直営で管理している。令和 8 年度からの供用開始に向けて、再び指定管理者制度による運営を行うため、新たに指定管理者を指定する必要がある。

指定にあたって、「千代田区立内幸町ホール指定管理者候補者選定委員会」の審議を経て、当該指定管理者候補者を決定したので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要がある。

2 指定管理者候補者

(1) 指定管理者候補者の名称等

株式会社コンベンションリンケージ
千代田区三番町 2 番地
代表取締役 平位 博昭

(2) 選定理由

当該団体は、千代田区立内幸町ホールの運営について豊富な経験と実績を有しており、今後も安定した運営のもと、利用者ニーズに合わせた高いレベルのサービスの提供が期待でき、経営の安定性、安全対策等においても一定の評価ができるとされた。総じて、提案された事業計画の妥当性、実現性、運営の安定性が評価され、選定にいたった。

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで(5 年間)

4 選定経過

(1) 評価項目

以下の項目について総合的に評価し選定した。

- | | | |
|------------------------|----------|-----------------|
| ① 事業実績 | ② 財政基盤 | ③ 施設運営方針 |
| ④ 経費縮減策 | ⑤ 個人情報保護 | ⑥ サービス向上 |
| ⑦ 苦情処理等の体制 | ⑧ 主催事業計画 | ⑨ 区内文化芸術団体等との連携 |
| ⑩ 安全対策(防火、防犯、防災、緊急対応等) | ⑪ 環境への配慮 | ⑫ 収支計画 |
| ⑬ 人員配置計画 | | |

(2) 審査方法

第 1 次審査(書類審査)及び第 2 次審査(プレゼンテーション審査)により選定する。なお、

第1次審査、第2次審査ともに、60％以上の配点獲得を採用基準とし、第1次審査により審査を通過した団体は第2次審査を受けることができる。第2次審査は、第1次審査の点数を持ち越さない。第2次審査で最も得点の高い団体かつ 60％以上を獲得した団体を指定管理者候補者として選定する。

(3)選定委員会の開催等

①第1回選定委員会【令和7年5月 26 日】

募集要項、業務の要求水準及び選定方法・基準の確認・決定

②区広報紙及びホームページによる周知【6月5日～】

③施設見学会【6月 18 日】

午前・午後の2回開催し、4団体の申込があった。

④受付期間【6月 30 日～7月7日】

1 団体(団体A)より申込みがあった。

⑤第2回選定委員会【7月9日～7月 17 日】

第1次審査(書類審査)

《採用基準》

委員6名×90 点＝540 点満点とし、60％以上の配点獲得を採用基準とする。

《結 果》

団体A 410 点(75.9%)

60％以上を獲得したため第1次審査通過とした。

⑥第3回選定委員会【令和7年7月 28 日】

第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

《採用基準》

委員6名×100 点＝600 点満点とし、60％以上の配点獲得を採用基準とする。

《結 果》

団体A 458 点(76.3%)

60％以上を獲得し、最も得点の高い団体のため、指定管理者候補者として選定した。

5 千代田区立内幸町ホール指定管理者候補者選定委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	古橋 祐	学識経験者
委 員	土田 始	公認会計士
委 員	村田 和美	区 民(元内幸町ホール運営懇談会副会長)
委 員	安田 郁子	区 民(千代田区文化芸術協会副理事長)
委 員	夏目 久義	政策経営部財産管理担当部長
委 員 (職務代理者)	中田 治子	地域振興部文化スポーツ担当部長

■千代田区立内幸町ホール 指定管理者選定に係る評価項目

株式会社コンベン
ションリンクージ

カテゴリー		評価項目	評 価 基 準	配点	合計点数
1	経営主体	(1)事業実績等 (文化施設の運営実績等)	○文化施設の運営管理に関する実績が豊富であり、その内容が充実しているか ○優れた物的能力・人的能力を有しているか 普通 6点	60	50
		(2)財政基盤 (財政基盤の安定性)	○経営状態が良好であるか ○財務上、安定しているか ○申請した団体が当該申請により示した管理運営を安定して行うことができると認められるか 普通 6点	60	50
2	事業計画	①施設運営方針	○業務要求水準書の内容を的確に反映し、基本的サービスの継続性があると認められるか ○施設の設置目的に沿った運営方針であるか ○業務に関して情報認識が正確であり、的確に業務が遂行できると認められるか 普通 6点	60	45
		②経費縮減策	○経費縮減を図ることができるか 普通 3点	30	20
		③個人情報保護	○個人情報・利用情報の保護体制が整っているか ○プライバシーマークを取得しているか 普通 3点	30	26
		④サービス向上	○施設利用に関する公平性・平等性が確保されているか ○利用者のニーズの把握と運営への反映が具体的であるか 普通 3点	30	25
		⑤苦情処理等の体制	○トラブル発生時や苦情・要望への対処法、未然防止策が整っているか 普通 3点	30	24
		⑥主催事業計画	○区民等が文化芸術を披露・享受できる機会を提供するための、ホールの特性に合った公演やイベントが提案されているか ○稼働率の考え方に妥当性と実現性があるか 普通 8点	90	66
		⑦区内文化芸術団体等との連携	○区内文化芸術団体等との交流・連携に関する具体的な提案があるか ○区内文化芸術団体等が行う事業等に協力・支援する具体策があるか 普通 3点	30	21
		⑧安全対策(防火、防犯、防災、緊急対応等)	○衛生管理・防犯・防災対策、利用者の事故などさまざまな緊急時の対応・体制基盤(危機管理マニュアル作成や訓練・講習会等の実施)が整っているか 普通 3点	30	25
		⑨環境への配慮	○環境配慮の取り組みが優れているか ○環境マネジメントの取り組みがあるか 普通 3点	30	23
3	収支計画		○収支計画において妥当性と実現性のある提案がされているか ○最小の経費で最大の効果があげられると認められるか 普通 6点	60	37
4	人員配置計画		○組織としての指揮命令系統に整合性があるか ○業務を円滑かつ確実に遂行できる執行体制が整っているか ○業務に必要な技能や専門性を有している人員が配置されているか 普通 6点	60	46

第2次審査合計点

600	458
-----	-----

※60%は360点

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年第3回区議会定例会
令和8年第1回区議会定例会
令和8年3月まで
令和8年4月1日

指定管理者の指定議案提出
債務負担行為の設定
協定内容協議
協定締結(基本協定及び年度協定)
指定管理者による管理・運営開始

千代田万世会館の指定管理者の指定について

1 目的

千代田万世会館は、平成18年4月1日から指定管理者による管理運営がなされてきたところであるが、現行の指定管理期間が来年3月末をもって満了となるため、新たに指定管理者を指定する必要がある。

指定にあたって、千代田万世会館指定管理者候補者選定委員会の審議を経て当該指定管理者候補者を決定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要がある。

2 指定管理者候補者

- (1)名 称 株式会社 日比谷花壇
- (2)所在地 千代田区内幸町一丁目1番1号
- (3)代表者 代表取締役 宮島 浩彰

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

4 選定理由

当該団体は、他自治体においても葬祭施設の指定管理業務実績があることから、豊富な経験とこれまで培ってきたノウハウに基づいた適切な業務運営体制の下で、利用者の目線に立った運営がなされることが期待できる。利用者目線での接客・接遇、コンプライアンス遵守の徹底、それらを配置スタッフへ教育する等、平等利用の確保に向けた方針を打ち出しており、利用促進に積極的な姿勢が伺える。また、同団体の強みである花材を活かした自主事業の提案は、区民や葬儀社への配慮も踏まえたものであり、会館の認知度向上に資する取組として高く評価できるものである。

財政面では、公認会計士による評価により、収益力の改善と有利子負債の削減が重要な経営課題ではあるものの、直ちに財政状態に著しい問題が生じる状況にはなく、資金・収支計画についても、今後の葬祭場運営を取り巻く経営環境の変化などを踏まえたうえで、その合理性及び達成可能性に重要な疑義はないとの結果であった。

以上のことから、当該団体を指定管理者候補者として決定するに至ったものである。

5 選定経過

(1)選定基準 以下の事項について総合的に評価し選定

- | | | |
|-------|------------|------------|
| ①基本方針 | ②経営の財務的安定性 | ③業務内容・水準 |
| ④経済性 | ⑤業務運営体制 | ⑥リスクマネジメント |
| ⑦業務実績 | ⑧その他特記事項 | |

(2)選定委員会等の開催

- ① 第1回選定委員会(令和7年4月18日)
募集要項(案)及び業務の基準(案)を決定
- ② 第2回選定委員会(第一次審査(財務評価・書類審査))(書面開催)
公認会計士による応募団体の財務評価及び選定委員による応募書類の審査を行い、応募団体(1団体)を第一次審査通過とした。
- ③ 第3回選定委員会(令和7年8月19日)
応募団体による業務計画書等に基づいたプレゼンテーション(第二次審査)を実施
- ④ 区長への報告(令和7年8月20日)
選定結果報告書を提出

(3)評価結果(委員5名×200点=1,000点満点)

791点(得点率 79.1%)

※募集要項に応募団体が1団体であった場合には、60%以上の得点を得ることを採用基準として設けている。

6 千代田万世会館指定管理者候補者選定委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	印出井 一美	地域振興部長
委 員	井 上 民 三	公認会計士
委 員	小 松 啓 吾	有識者
委 員	久保寺 健郎	区民(富士見地区町会連合会長)
委 員	佐 竹 信 敬	区民(万世橋地区町会連合会長)

7 今後のスケジュール(予定)

令和7年第3回区議会定例会	指定管理者の指定議案提出
令和8年第1回区議会定例会	債務負担行為の設定
令和8年3月まで	協定内容協議
// 4月1日	協定締結(基本協定及び年度協定) 指定管理者による管理の実施

千代田万世会館指定管理者候補者選定評価集計表

カテゴリー		評価項目	評価基準	配点	合計点数
1	基本方針	①経営方針等の施設目的適合性	○指定管理者の経営方針は、指定管理者を申請した理由等からも、施設の目的に沿うものか。	100	86
2	経営の財務的安定性	①経営の安定性・業務の継続性	○経営の安定化に向けた考え方や対策、財務的安定性が十分に保有されているか。	150	95
3	業務内容・水準	①業務内容	○指定管理者が提案している業務が、求められている業務の範囲に照らして維持管理等が期待できるか(関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること)。	50	42
		②利用者増加・サービス向上・平等な利用のためのとりくみ	○利用者増加のための取り組みがされているか・創意工夫があるか。 ○サービス向上のための独自の創意工夫が業務計画に見られるか(施設を拠点とした新たなサービス事業の展開等) ○平等な利用を図ろうとしているか。	50	40
		③クレーム対応(要望・苦情)	○利用者の要望・苦情の把握方法と解決の仕組みが十分に提案されているか。	75	60
		④地域への配慮	○地域に対する配慮等が盛り込まれているか。		
		⑤利用料金の考え方	○利用料金の体系は妥当か・区民が納得できるものか(解りやすいか)。 ○利用料金の収入計画は妥当か(実現性が高いか)。	75	63
4	経済性	①資金・収支計画	○現実的な経費見積もりがなされている等、収支計画が合理的であるか。 ○経費の縮減、効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。	100	80
5	業務運営体制	①サービス設計	○業務の企画および施設サービスの設計体制は適切か。	50	42
		②サービス実施・運営体制	○職員の人員配置は適切か。業務が支障なく運営できる人員数か。 ○スタッフの知識、技能を維持・向上させる研修体制を盛り込んでいるか。	50	41
		③環境への配慮	○環境配慮の取り組みは優れているか。		
		④個人情報保護	○千代田区の個人情報保護条例34条に準拠しているか。 ○個人情報の管理方法は優れているか。 ○個人情報の管理をより確実に行う上での創意工夫が見られるか。	75	58
6	リスクマネジメント	①リスク対策(安全、緊急時等) リスク認識・リスク分担	○防犯、防災の対応等、想定されるリスクに対応する方策は適切か(マニュアル整備、訓練・指導等)、リスク把握、リスク分担の考え方が十分に検討されているか。	75	63
7	業務実績	①関連業務運営実績	○ビル施設管理業務及び利用承認受付業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるか。	75	61
8	その他特記事項	①サービス改善のための取り組み(評価と改善)やその他、評価できる特記事項について	○サービス改善のための取り組みは優れているか。(自ら行う顧客満足度評価など、ニーズ把握、反映方法が具体化されているか)。 ○第3者評価に対する考え方や取得方法、評価結果の活用方法が具体的に整備されているか。 ○その他、提案において特に評価すべき特記事項があるか。	75	60
合計点数				1000	791

特別区区民葬儀における助成制度創設について

1 特別区区民葬儀の概要

- 区民の葬儀費用の負担軽減のため、指定業者（民間の葬儀・搬送・火葬運営事業者による葬祭業協同組合）の協力により、協定料金で葬儀が行える制度。
- 区民葬儀制度利用に際しては、区窓口で発行する区民葬儀利用券を使用する。
- 区民葬儀利用券は、祭壇、霊柩車、火葬・遺骨収納容器の 3 種があり、利用者が必要とするものを選び、組み合わせて利用できる。
- 区民葬儀券は、区民葬儀取扱業者以外は取り扱いえない。

2 助成制度創設の理由

区民葬儀取扱業者のうち、火葬券の利用先であり特別区内で 6 か所の火葬場を運営する東京博善株式会社が、令和 8 年 3 月 31 日をもって区民葬儀の取り扱いを取り止める旨を公表。

昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること、火葬場が区民生活に不可欠なものであり公共的な施設であること等を踏まえ、区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減する。

3 火葬場の状況

(1) 火葬場

特別区内には 9 か所の火葬場があり、うち 7 か所は民間企業が経営している。

いずれの火葬場も「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）制定以前に開設されたものであり、特別区の区域においては、明治時代から民間による経営・管理が行われ現在に至っている。

火 葬 場	主 体	所 在 地
瑞 江 葬 儀 所	公益社団法人東京都公園協会	江戸川区春江町 3-26-1
町 屋 斎 場	東京博善株式会社	荒川区町屋 1-23-4
落 合 斎 場	東京博善株式会社	新宿区上落合 3-34-12
代 々 幡 斎 場	東京博善株式会社	渋谷区西原 2-42-1
四 ツ 木 斎 場	東京博善株式会社	葛飾区白鳥 2-9-1
桐 ケ 谷 斎 場	東京博善株式会社	品川区西五反田 5-32-20
堀 ノ 内 斎 場	東京博善株式会社	杉並区梅里 1-2-27
戸 田 葬 祭 場	株式会社戸田葬祭場	板橋区舟渡 4-15-1
臨海部広域斎場	臨海部広域斎場組合（※）	大田区東海 1-3-1

※港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区

(2) 区民葬儀利用者の火葬場の利用状況

特 別 区 ： 東京博善株式会社火葬場の利用が約 9 割

千代田区 ： ほぼすべてが東京博善株式会社火葬場の利用

(3) 東京博善株式会社火葬場の火葬料金

一般料金 90,000 円

区民葬儀 59,600 円

4 千代田区の死亡者数と区民葬儀利用者等

(1) 死亡者数 489人(令和6年)

(2) 区民葬儀券

○利用者数 74件

○火葬券利用状況 町屋55件、落合5件、代々幡6件、四ツ木4件、桐ヶ谷2件

5 助成内容および期間

(1) 助成内容

区民葬儀券の祭壇券などを利用し、かつ特別区が指定する民営火葬場(※)を利用した区民に対し助成

※区民葬儀の取り扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民営火葬場

(2) 期間

令和8年度から当面の間

6 今後の動向

区民葬儀制度は維持するとともに助成制度の導入について、現在、23区で実施内容等詳細を検討中。

物価高騰対策区民の暮らし支援事業の実施状況について

1 事業概要・目的

物価高騰対策として、多様な店舗で利用可能なプリペイド型ギフトカードを区民一人につき1枚（5,000円分）配付し、区民の家計にかかる負担を包括的に支援する。

2 スケジュール

令和7年7月30日	発送
令和7年8月29日	再発送（一度目の発送で返戻となった方）
令和7年12月19日	コールセンター終了
令和8年3月31日	事業終了

3 配付状況（令和7年8月31日現在）

項目	人数(人)	全体比
到着	62,900	91.40%
辞退	9	0.01%
宛先不明	678	0.99%
未着	5,233	7.60%
合計(対象者数)	68,820	100.00%

※基準日(令和7年3月17日)以降職権消除となった方は除外

※再発送の結果、9月19日時点で66,253名(96.27%)に到達済

4 使用状況（令和7年8月31日現在）

(1) 使用金額

67,805,843円 ※8月31日現在の給付総額に対する割合は約22%

(2) 主な使用先（取引額順 上位10社）

店／サービス	取引件数(件)	取引額(円)
A社（インターネット通販サービス）	3,234	12,085,910
B社（スーパー）	2,585	4,311,986
C社（スーパー）	3,002	3,288,724
D社（コンビニエンスストア）	3,097	2,969,021
E社（スーパー）	765	1,897,860
F社（スーパー）	850	1,676,948

G 社（コンビニエンスストア）	1,905	1,510,690
H 社（スーパー）	636	1,375,597
I 社（ドラッグストア）	771	1,259,631
J 社（家電量販店）	443	1,252,933

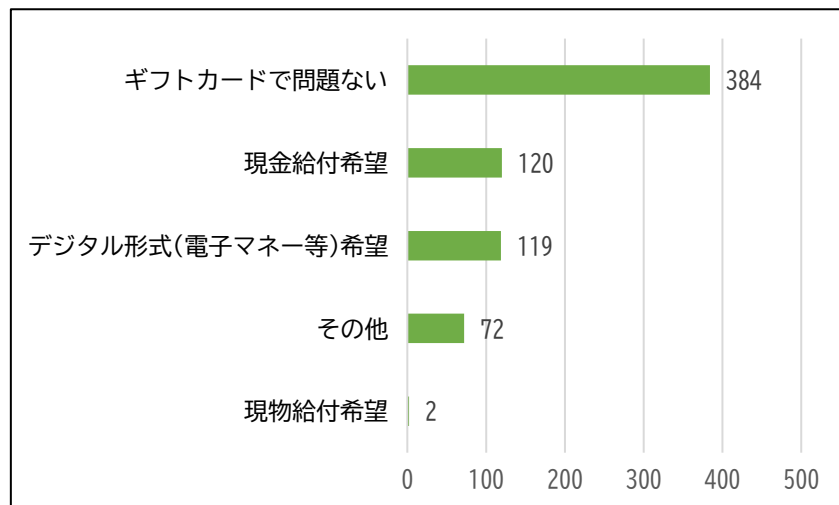
5 対象者アンケート回答状況（令和7年9月19日現在）

（1）回答者数

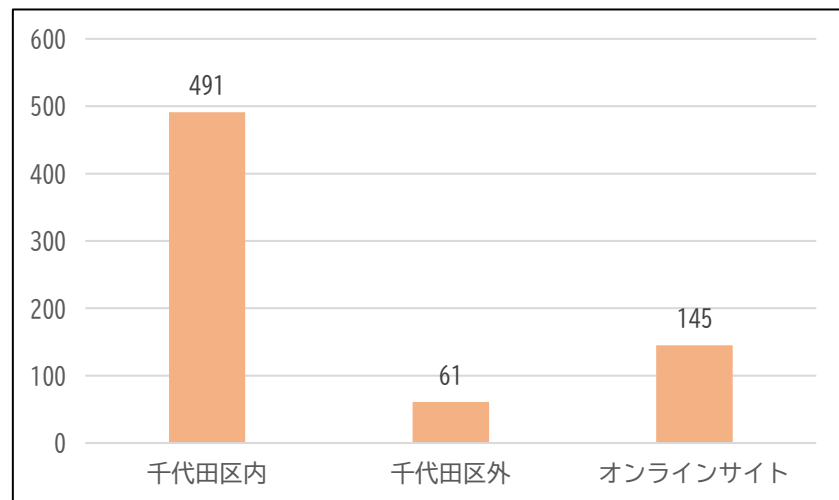
697 人

（2）主な回答状況

① ギフトカード形式と、その他の給付について



② 主な使用場所（予定を含む）



6 現時点での効果検証

- ・使用先としてスーパー、コンビニが上位を占めていることから、物価高騰による生活必需品の購入支援という事業趣旨に沿った効果があったと考えられる。
- ・区内経済に一定の効果があったと考えられる。
- ・主に若年層はインターネット通販サービスを活発に利用していることを確認。
- ・アンケート結果から、カードが給付方法として一定の評価を得たことを確認。

少額随意契約の基準額の引上げについて

1. 引上げの経緯

地方自治体が行う工事や財産の買入れ等の契約のうち、予定価格が地方自治法施行令で定める基準額の範囲内であり、かつ、地方自治体の規則（千代田区の場合は千代田区契約事務規則）で定める額を超えないものについては、随意契約（以下「少額随意契約」という。）が可能となっている。

このたび、国は物価高騰や事務の効率化の観点から、令和 7 年 4 月 1 日を施行日として地方自治法施行令を改正し、基準額の引上げを行った。

少額随意契約の基準額は、これまで改正前の地方自治法施行令の基準額と同額に設定しており、近年の労務単価や資材費などの物価高騰、事務の効率化の観点から、区においても、改正後の地方自治法施行令の基準額と同額に引上げを行う。

2. 引上げの内容

（1）少額随意契約の基準額

契約の種類	現行	改正後
一 工事又は製造の請負	130 万円以下	200 万円以下
二 財産の買入れ	80 万円以下	150 万円以下
三 物件の借入れ	40 万円以下	80 万円以下
四 財産の売払い	30 万円以下	50 万円以下
五 物件の貸付け	30 万円以下	30 万円以下 (改正なし)
六 一～五以外のもの	50 万円以下	100 万円以下

※少額随意契約の基準額に合わせて設定していた各課契約（契約事務を各課長に委任している契約）等に係る基準額についても、併せて引上げを行う。

（2）適用日（千代田区契約事務規則等の一部改正の施行日）

令和 7 年 12 月 1 日

3. 適正な契約事務の徹底

少額随意契約の基準額引上げに伴い、各課長の契約締結権限が拡大されるほか、年度途中での運用変更となるため、各課には事務処理の誤りや不適切な分離発注への注意喚起など、適正な契約事務の徹底について研修や庁内周知をさらに強化していく。